

# 個人住民税に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

本資料は特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案の概要版です。評価書 本体は仙台市HPに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。(部数が限られます)

## 1 事務の名称及び概要

- (1) 事務の名称  
個人住民税管理事務
- (2) 事務の概要
  - ・ 地方税法等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所や家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して、課税を行うとともに課税情報を管理する。
  - ・ 課税内容に対する納税情報を管理する。
  - ・ 納期限を過ぎても完納されない者に対して、滞納整理を行うとともに滞納情報を管理する。

## 2 特定個人情報の内容

- (1) 特定個人情報ファイル名
  - ① 個人住民税管理ファイル
    - ・ 本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所や家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者の、課税に関する情報を保持する。
  - ② 収納・滞納情報管理ファイル
    - ・ 個人住民税が課税される者の、納税及び滞納整理に関する情報を保持する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット
  - ・ 提出された申告等の情報と課税対象者を紐づけることで、本人の特定や、複数の収入等の情報の整合性がとれているか確認を行うなど、課税・納税業務を公平かつ適正に行うために必要である。
  - ・ 個人の特定や名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られるほか、減免申請の際の添付書類(生活保護受給証明書や障害者手帳等)が不要となる。
- (3) 法令上の根拠
  - ・ 番号法第9条第1項 別表の第24の項
  - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条

## 3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

- (1) 入手及び使用について
  - ① 概要
    - <目的>
      - ・ 個人住民税の賦課にあたり、提出された申告等の情報と課税対象者を紐づけることで、本人の特定や、複数の収入等の情報の整合性がとれているか確認を行うことなどに使用する。
    - <入手及び使用について>
      - ・ 個人住民税の申告書等を本人若しくは本人の代理人から直接、又は国税庁等から間接的に入手する。

- ・ 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を，給与支払者及び年金支払者から直接入手する。
- ・ 入手した情報に個人番号を付し，個人住民税管理ファイルに登録の上，課税に使用する。
- ・ 課税した内容は，収納・滞納情報管理ファイルに連携し，納税情報及び滞納整理情報を管理する。

## ② リスク対策

- ・ 個人住民税の申告書等については，本人又は本人の代理人が提出するものであり，その記載内容は法令等に定める項目とし，不必要な情報は入手できないようにしている。
- ・ 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については，給与支払者及び年金支払者が提出するものであり，その記載内容は法令等に定める項目とし，不必要な情報は入手できないようにしている。
- ・ 課税情報等を参照する担当職員は個人ごとに必要なアクセス権限のみ設定しており，担当職員以外は課税情報等を参照することができない。
- ・ 業務目的以外にファイルを利用してはならないことを含め，「仙台市行政情報セキュリティポリシー」に関する職員研修を実施している。
- ・ 情報参照履歴を管理しており，業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し，業務外の利用を抑止している。

## (2) 取扱いの委託の有無について

### ① 概要

- ・ システムの運用保守業務を委託し，大量一括処理・バックアップ等のデータ全体の保全を行っている。また，職員の事務負担を軽減することを目的に，課税資料の処理・データ入力・給与所得者異動届出書の処理に係る業務について業務委託を行っている。

### ② リスク対策

- ・ 当該業務の受託者においては，個別のデータとして参照するための権限を付与していない。
- ・ システム障害により個別データを参照する必要がある場合については，本市において作業内容を承認した場合のみ実施することができる。

## (3) 提供及び移転の状況について

### ① 概要

#### 〈提供〉

番号法等に定められた情報照会者（厚生労働大臣，都道府県知事，市町村長等）に対し，業務に必要な範囲で特定個人情報の提供を行っている。

#### 〈移転〉

仙台市個人番号の利用に関する条例による情報照会者（健康福祉局保険年金課，こども若者局こども支援給付課等）に対し，業務に必要な範囲で特定個人情報の移転を行っている。

### ② リスク対策

#### 〈提供〉

- ・ 提供する特定個人情報を含む資料について，複数の担当者による二重チェックを

実施している。

- ・ 提供した特定個人情報について、履歴を保存している。  
〈移転〉
- ・ 移転先において参照を可能とする者について、個人単位で必要な権限のみ付与している。
- ・ 参照した者、参照した内容、参照日時について情報参照履歴を保存している。

#### (4) 保管および消去について

##### ① 概要

###### 〈保管〉

- ・ セキュリティゲートにて入退館を管理している建物の中で、さらに入退室管理、有人監視及び施錠管理を行っている部屋に保管している。
- ・ ガバメントクラウドのサーバー等はISMARのリストに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内に保存される。

###### 〈消去〉

- ・ 保管期間を過ぎたデータについては個別ファイルごとに、適宜システムから消去を行っている。
- ・ ガバメントクラウドにおいて、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、国際規格ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。

##### ② リスク対策

- ・ 庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。
- ・ 利用するシステムにはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。
- ・ ASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ・ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境及び、地方公共団体等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続についてはインターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

#### (5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

##### ① 概要

- ・ 当該事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて、外部へ特定個人情報の提供及び入手を行っている。

##### ② リスク対策

- ・ 中間サーバ・ソフトウェアにおいて、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・ 不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するため、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を行っている。